

デジタルインフラの整備に関する支援事業について

令和 8 年 2 月 6 日

東海総合通信局 情報通信部 放送部 無線通信部

デジタルインフラ整備推進事業

デジタルインフラ整備推進事業

- ・地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）や遮へい空間において、電気通信事業者（地方公共団体等を含む。）が光ファイバや携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助

携帯電話基地局の整備加速化

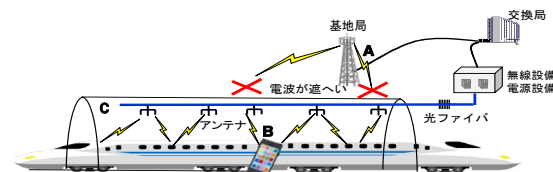


離島等条件不利地域

○携帯電話等エリア整備事業

- ・条件不利地域において、携帯電話基地局の整備費等の一部を補助

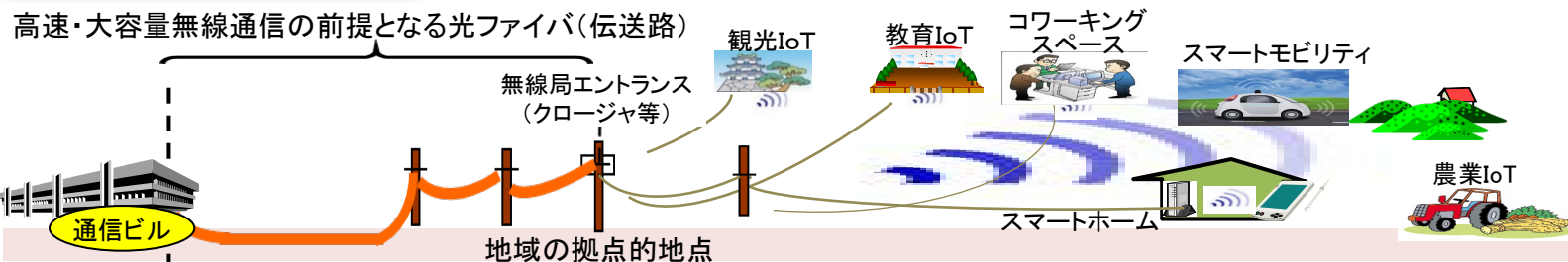
トンネルにおける移動通信用中継施設の整備加速化



○電波遮へい対策事業

- ・トンネルにおいて、移動通信用中継施設の整備費の一部を補助

光ファイバの整備加速化



○高度無線環境整備推進事業

- ・条件不利地域において、光ファイバの整備費等（離島地域における維持管理費用を含む）の一部を補助

デジタルインフラ整備推進事業 令和8年度当初予算(案) 30.0億円 令和7年度補正予算 31.1億円
 (令和7年度予算額 39.9億円、令和6年度補正 25.3億円、令和6年度予算額 78.0億円、令和5年度補正 59.3億円)

※ 過年度の予算額は、旧施策の合計額を記載。

携帯電話等エリア整備事業及び電波遮へい対策事業

1. 携帯電話等エリア整備事業

事業主体 : 携帯電話事業者、地方公共団体、インフラシェアリング事業者
公募期間、申請期間 : 通年

- ✓ 要望調査により寄せられた案件のうち、事業者等との調整を経て案件形成が整ったものから、予算の範囲内で手上げ方式により随時交付申請を受け付けています。
(予算がなくなり次第終了)

連絡先 : 東海総合通信局 無線通信部 陸上課

2. 電波遮へい対策事業

事業主体 : 一般社団法人、地方公共団体（都道府県）、
インフラシェアリング事業者等

公募期間、申請期間 : 通年

- ✓ 要望調査により寄せられた案件のうち、事業者等との調整を経て案件形成が整ったものから、予算の範囲内で手上げ方式により随時交付申請を受け付けています。
(予算がなくなり次第終了)

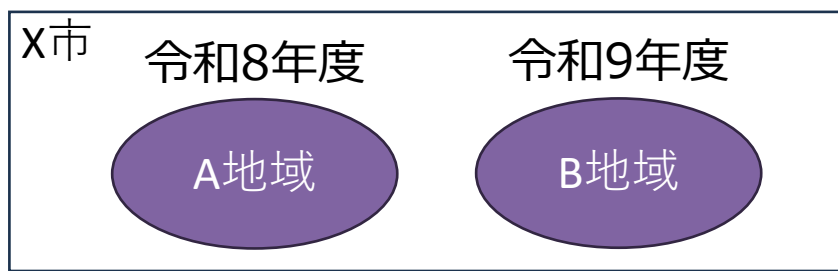
連絡先 : 東海総合通信局 無線通信部 陸上課

高度無線環境整備推進事業

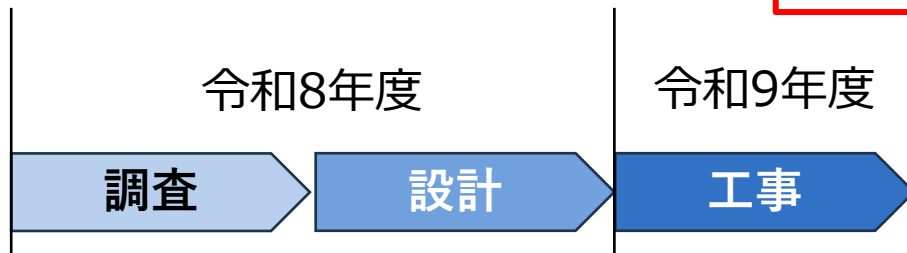
令和7年度補正予算以降の変更点

- ① 地方公共団体が新規整備する案件の受付の終了
ただし、令和8年7月までの申請は受付可能
- ② 複数の実施期間を段階的に設定した整備

(例1) エリアごとに複数年で整備



(例2) 整備スキームを分けて複数年で整備 **追加**



- ✓ 交付申請時に複数の実施期間にて実施する合理性を示す資料、事業全体の事業計画書、各段階に関する補助対象経費の内訳書及び事業完了に向けて適切な実施を証する書面を提出する必要があります。

- ③ 災害復旧枠のスキーム変更 (詳細はP17)

公募スケジュール等

- ① 直接補助事業（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算）
- 事業主体：都道府県、市町村及び第三セクター法人
- 公募開始：1月23日（金）～
- 第一次〆切：2月13日（金）12：00（必着）まで
- 第二次〆切：3月27日（金）12：00（必着）まで
- 第三次〆切：5月29日（金）12：00（必着）まで
- 採択案件内示：3月以降
- 交付決定：4月以降
- 申請先：東海総合通信局※又はJグランツサイト
- ② 間接補助事業（令和7年度補正予算）
- 事業主体：電気通信事業者（都道府県、市町村及び第三セクター法人を除く）
- 公募開始：1月23日（金）～
- 第一次〆切：2月13日（金）12：00（必着）まで
- 第二次〆切：3月27日（金）12：00（必着）まで
- 第三次〆切：5月29日（金）12：00（必着）まで
- 採択内示等：3月以降随時
- 申請先：一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
- ③ 間接補助事業の補助要望調査（令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算）
- 対象者：電気通信事業者による整備を検討している市町村、電気通信事業者（間接補助事業を活用しようとしている者）
- 調査期間：1月23日（金）から2月13日（金）12：00（必着）まで
- 回答先：東海総合通信局※

※整備しようとする地域が東海地域（岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県）の場合

公設光ファイバの民間移行を支援する取組

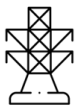
1/16～

自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備) 相談支援窓口開設のお知らせ

総務省では、自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備)の民間移行(譲渡)の実現に向けた課題や支援策の活用等について、総合的なご案内・解決案のご提示ができるよう、支援窓口(請負事業者:PwCコンサルティング合同会社)を開設し、相談受付を行うこととしました。

相談用Webフォームのほか、電話、メールからご相談・お問い合わせいただくことが可能ですので、是非ご利用ください。

光ファイバ設備等(公設設備)の民間移行においてこんなお悩みはありませんか？



民間移行を検討したいが
進め方がわからない



ガイドラインの詳細を
聞きたい



活用できる補助事業・支援制度が
わからない

自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備)に関するご相談は
相談用webフォーム・お電話・メールにて受け付けております(無料)

本窓口の運営は令和7年度総務省事業として実施するもので、令和8年3月31日までの開設を予定しています。
お問い合わせをご希望される場合には、期間内にご連絡いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

自治体が保有する光ファイバ設備等(公設設備)
相談支援窓口

(運営:PwCコンサルティング合同会社)

相談用Webフォームからのご相談

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=6Dk8nJi0qavMEVxNh0TRNOBvG6wioh1lBvy8eJaeWZUJqoGNjhRVYivREpWUJRUkdIU0kyTUdXVS4u>



お電話でのご相談
※令和8年3月31日迄

080-3727-3714

080-4109-4089

(受付時間:平日9:00～17:00)



メールでのご相談
※令和8年3月31日迄

jp_cons_minkaniko_support@pwc.com

※メール本文には以下をご記載ください。
・氏名・自治体名(都道府県名含む)
・公設設備の所有者と提供者・お問い合わせ内容



アクセスはこちらから

(参考)公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインや事例集

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/index.html

民間移行の相談

地域住民へブロードバンドサービス等を提供する光ファイバ等の設備を保有する自治体におかましては、相談窓口を活用しながら、民間移行に向けて検討をお願いします。

- ✓ 一般的な質問・相談
⇒相談支援窓口
- ✓ 具体的な質問・相談
(補助金の申請や財産処分等)
⇒東海総合通信局情報通信振興課

民間移行に関する事例集の拡充

民間移行済の自治体に、民間移行に関するアンケート・ヒアリングを実施予定なので、依頼がありましたら対応をお願いします。

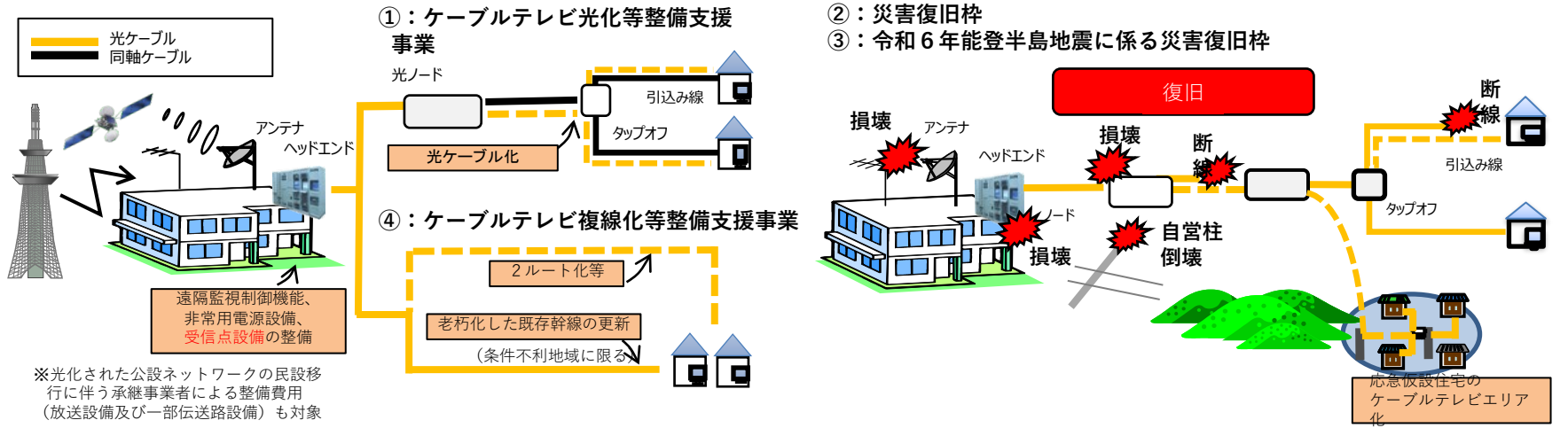
参考資料

- ◆ [公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン概要](#)
- ◆ [公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン](#)
- ◆ [公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関する事例集\(令和6年10月版\)](#)

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業及び 辺地共聴施設の高度化支援事業

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助。
- 令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を補助。



- (事業主体) ①③④市町村、第三セクター、承継事業者(※)又はこれらの連携主体
※市町村、第三セクター又はこれらの連携主体から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者
- (事業スキーム) 補助事業
- (補助対象地域) ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- (補助率) ①②業務区域の市町村の数が10を超える者が行う事業にあっては、条件不利地域に限る
①④(1)市町村及び市町村の連携主体:1/2 (2)第三セクター及び第三セクターの連携主体:1/3 (3)承継事業者及び承継事業者の連携主体:1/3
※市町村又は市町村の連携主体の承継事業者による整備のうち、条件不利地域における整備は2/3
※第三セクター、第三セクターの連携主体による整備又はこれらの承継事業者による整備のうち、条件不利地域における整備は1/2
- (補助対象経費(上図の赤線部分)) 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ 等
②※激甚災害に指定された災害に係る復旧の場合は仮設住宅のケーブルテレビエリア化も対象 ④※受信点設備の単独整備も対象
- (計画年度) 平成30年度～

令和8年度当初要予算額 8.5億円 (案)
令和7年度補正予算額 19.2億円
(令和7年度当初予算 8.2億円、令和6年度補正 21.1億円)

辺地共聴施設の高度化支援事業

○ 山間地等の難視聴地域において、必要最小の空中線電力により放送視聴環境を支える辺地共聴施設の高度化を図るため、辺地共聴施設の光化を伴う改修やケーブルテレビ等による代替に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

【令和8年度予算額(案) 7.0億円の内数、令和7年度補正予算額2.6億円の内数】
(令和7年度当初予算額10.0億円の内数)

○ 事業主体

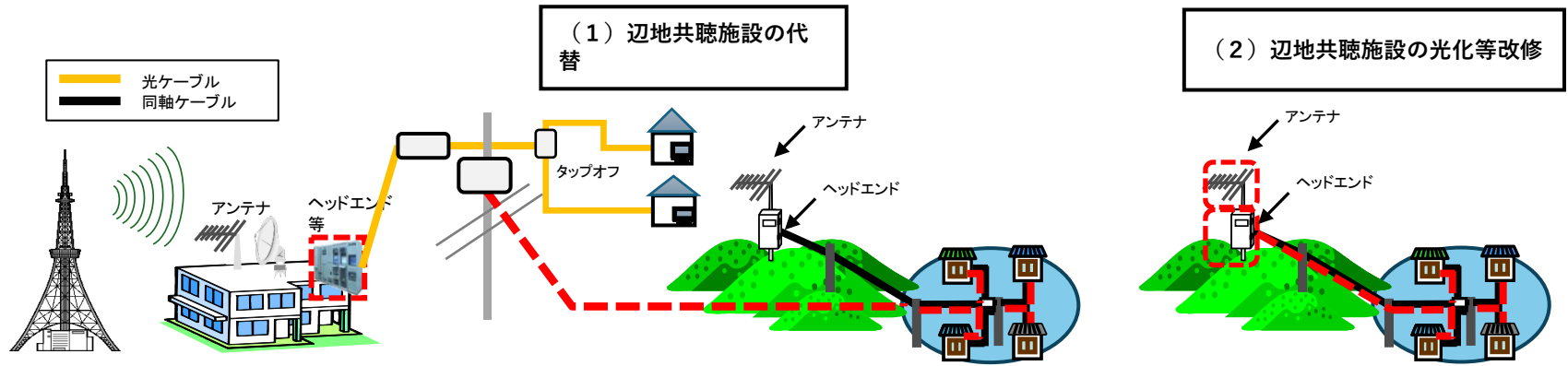
- (1) 市町村、放送事業者、電気通信事業者
又はこれらの連携主体
- (2) 市町村、市町村の連携主体

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

- アンテナ、送受信設備、光ファイバーケーブル 等
- ※光化等改修事業については、中継局が廃止にならない地域の共聴施設に限る。
- ※代替については、既設施設の撤去費用を含む。

○ 補助率

- (1) 辺地共聴施設の代替 : 2/3
- (2) 辺地共聴施設の光化等改修 : 1/2



令和7年度補正予算以降の変更点

1. ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

① 事業主体の追加（連携主体の選択肢の追加）

これまでは、市町村の連携主体のみが認められていたところ、市町村と第三セクター、第三セクター同士など、補助対象者であれば、自由に組み合わせて連携主体として申請が可能

② 災害復旧枠のスキーム変更（詳細はP17）

③ 光化・複線化事業における補助率の嵩上げ

対象者	通常	条件不利地域
市町村	1 / 2 ※（光化）財政力指数0.5超の自治体は1/3	
第三セクター	1 / 3	1 / 2
市町村の承継事業者	1 / 3	2 / 3
第三セクターの承継事業者	1 / 3	1 / 2

④ 複線化事業における受信点設備の単独整備が可能

2. 辺地共聴施設の高度化支援事業 なし

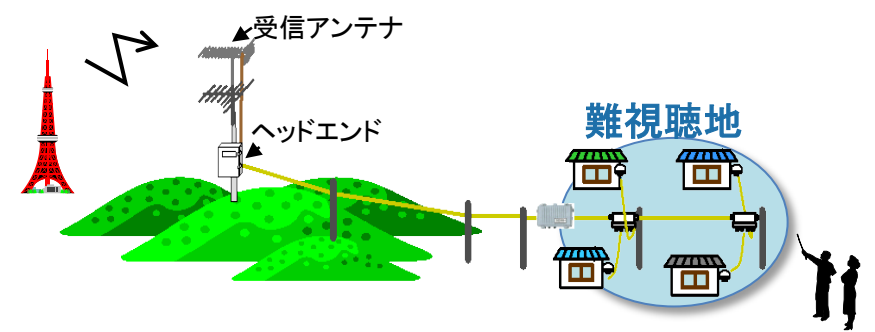
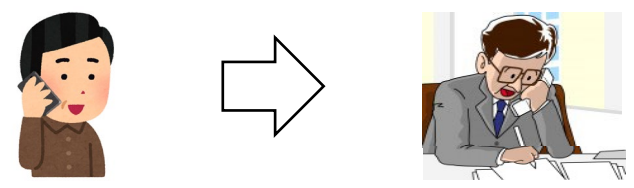
辺地共聴施設の相談支援窓口

- 辺地共聴施設の老朽化や高齢化等による組合員減少に伴う施設の維持等の課題に対応すべく、相談支援窓口を設置し、**施設の老朽化や維持管理の対応等について専門家がアドバイスを実施。**
- 辺地共聴施設の代替・改修を検討する住民組合、自治体等に対し、関係者との合意形成の進め方や補助金申請に関する支援に加え、**技術的知見が必要となる現地調査や図面作成等を含む技術的支援も行い**、共聴施設に関する円滑かつ迅速な高度化実現に向けた総合的な伴走支援を行います。

<支援体制のイメージ>

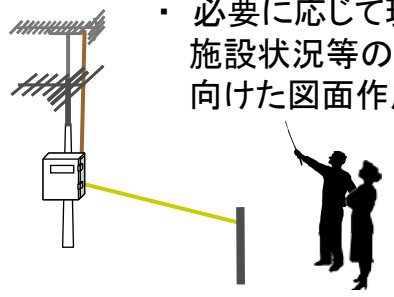
(1) 電話・メール等での相談受付

- ・ 施設の老朽化や今後の維持管理等に関する相談に対し、専門家が助言



(2) 現地訪問・調査

- ・ 必要に応じて現地に訪問し、施設状況等の調査や補助金申請に向けた図面作成等の支援を実施



**技術的支援
拡充**

市町村や共聴組合の皆様が、

- ・ 専門家による現地調査
(共聴施設の老朽化・受信環境調査、図面の作成等)
- ・ 調査結果の分析、取り得る技術的選択肢の整理
- ・ 地域の放送視聴環境確保計画の策定支援

まで、総合的な支援を受けることが可能です。

技術的支援（現地調査等）

支援対象

市町村、自主共聴組合（市町村と自主共聴組合の共同申請も可）

支援内容

辺地共聴施設によってテレビ放送を視聴しているが、将来の安定した視聴環境の確保に不安があり、地域のテレビ放送の安定した視聴環境を確保する将来計画（放送視聴環境確保計画）の策定を検討している市町村又は共聴組合に対し、**技術的知見を有する専門家を派遣して現地調査や調査結果の整理・分析等を行うことにより、必要な情報を提供するとともに、それらの情報を踏まえ、主体的な放送視聴環境確保計画の策定に向けた伴走支援を実施。（※支援対象団体の費用負担なし）**

項目		内容
現地調査	調査業務	・共聴施設の現状調査（老朽化状況、既存設備の確認等） ・放送受信状況調査（世帯の個別受信状況、有線放送サービス提供状況等）等
	設計業務	・光ファイバー整備計画等の図面作成 ・公的単価に基づく概算事業費の算出 等
調査結果の整理・分析		調査結果を基に、放送視聴環境確保のために必要な取り得る技術的選択肢の整理と、それぞれの選択肢の技術的特徴・留意点等を整理
放送視聴環境確保計画の策定支援		整理・分析結果を基に、支援対象団体が主体的に放送視聴環境確保計画を策定できるよう伴走支援

<支援の流れのイメージ>



公募スケジュール（予定）

令和8年4月以降、2回程度の公募を実施予定。 ※ 状況に応じてスケジュールを変更する可能性があります。

公募スケジュール

① ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

(令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算)

- 事業主体 : 市町村及び第三セクター法人、承継事業者又はこれら連携主体
- 公募開始 : 1月23日(金)～
- 第一次〆切 : 2月13日(金) 12:00 (必着) まで
- 第二次〆切 : 3月27日(金) 12:00 (必着) まで
- 第三次〆切 : 5月29日(金) 12:00 (必着) まで
- 交付決定 : 5月以降
- 申請先 : 東海総合通信局

② 辺地共聴施設の高度化支援事業

(令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算)

- 事業主体 : 市町村、市町村の連携主体、電気通信事業者 (代替のみ)
- 公募開始 : 1月23日(金)～
- 第一次〆切 : 2月13日(金) 12:00 (必着) まで
- 第二次〆切 : 3月27日(金) 12:00 (必着) まで
- 第三次〆切 : 5月29日(金) 12:00 (必着) まで
- 交付先決定 : 5月以降
- 申請先 : 東海総合通信局

※ 応募多数の場合は、措置する予算を調整する可能性があります。

※ 第二次締切及び第三次締切については、第一次締切又は第二次締切までの応募により予算額に達すると見込まれる場合、以降の受付を行わないことがあります。

※ 応募の状況によっては、第三次締切以降も応募を随時受け付ける場合があります。

災害復旧枠のスキーム変更

高度無線環境整備推進事業
ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

災害復旧枠のスキーム変更

高度無線環境整備推進事業

	一般的な災害の場合	激甚災害の場合
対象の災害	「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じる災害	激甚災害
事業主体	自治体、第三セクター、通信事業者 <u>※ただし、業務区域の市町村数が10を超えない者が事業主体である場合に限る。</u>	
対象地域	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島等）	
補助対象	伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等 (参考)これまでは過去に総務省の補助事業で整備したものに限定している。	伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等 ※応急仮設住宅への伝送路設備等の整備も対象
補助率	1 / 2 ※離島は 2 / 3	2 / 3

ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

	一般的な災害の場合	激甚災害の場合
対象の災害	「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じる災害	激甚災害
事業主体	地上基幹放送 自治体、地上基幹放送事業者 (※ただし、地上基幹放送事業者が行う事業は親局、演奏所（本社スタジオ設備等）を除く)	
	ケーブルテレビ 自治体、有線一般放送事業者 (※ただし、業務区域の市町村数が10を超える者が行う事業は条件不利地域に限る)	
補助対象	光ファイバーケーブル、送受信設備、送受信アンテナ等	光ファイバーケーブル、送受信設備、送受信アンテナ等 ※応急仮設住宅への伝送路設備等の整備も対象
補助率	1 / 2 ※離島は 2 / 3 ※現在の補助率 (地上基幹放送)自治体: 1 / 2、地上基幹放送: 1 / 3 (ケーブルテレビ) 1 / 2	2 / 3 ※現在の補助率 (地上基幹放送)自治体: 1 / 2、地上基幹放送: 1 / 3 (ケーブルテレビ) 1 / 2 (能登半島地震災害復旧枠は 2 / 3)